

米粉需要創出・利用促進対策事業について

令和7年12月

農林水産省

- 世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化する中、国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の活用は重要な課題です。米粉の需要創出・利用促進を図るために、**新商品開発、情報発信、製粉企業の規模拡大の取組等**を支援するとともに、原料米の安定供給に向けた**複数年契約の取組にかかる経費**を支援します。

1. 米粉商品開発等支援対策事業

(4.4億円)

国産米粉を原料とする商品開発・製造等に必要な食品製造事業者等の取組を支援（1/2補助）

- ・ 米粉の特徴を活かした商品の開発
- ・ 米粉・米粉製品の製造等に必要な機械の開発、導入
- ・ 米粉を原料とする商品の広告宣伝（食品流通業者も対象）
- ・ 新商品の上市後3ヶ月間の原材料（米粉）費（※大企業は1/3補助）

【補助上限 1億円、下限100万円】



国産米粉の特徴を活かした新商品開発

2. 米・米粉消費拡大対策事業

(1億円)

国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信等（定額補助）

- ・ 全国的な米粉の消費拡大に向けた情報発信等の取組を支援

【補助上限：1億円】



3. 米粉製品製造能力強化等支援対策事業

(2億円)

製粉業者、食品製造事業者による米粉・米粉製品の製造、施設整備及び製造設備の増設等を支援（1/2補助）

- ・ 米、米粉又は米粉が主原料で小麦グルテンを含まない取組の場合には設備・機械に加えて建屋も支援対象
- ・ 米粉を原料とした米粉加工製品の場合（主原料は除く）は、製造設備・機械が支援対象（建屋は対象外）

【補助上限 2億円、下限2,500万円】



製パン施設



米粉製造機

4. 米粉原料安定供給事業

(12.6億円)

原料米の安定供給に向けた複数年契約の取組にかかる経費を支援（1/2補助）

- ・ 米粉用米の複数年契約にかかる経費（最大3年分）の支援

米粉用米
生産者等

←
複数年契約
→

製粉企業
食品製造事業者

○米粉商品開発等支援対策事業について

支援対象取組： 米粉の需要を創出するために必要な米粉や米粉を原材料とする商品開発とその製造・販売に係る取組等

- 補助対象者：
- (1) 食品の加工・製造を行っている事業者又はこれらが組織する団体（経営体としての業種区分に関わらず、食品製造を行っているか否かで判断する。）
 - (2) 飲食店その他食事の提供を伴う事業を行っている者又はこれらが組織する団体
 - (3) 食品流通事業者

※新用途米粉又はこれを原料とする製品を製造又は流通する取組を実施する事業者

- 支援対象経費：
- ・商品開発費（試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む）
 - ・商品開発に伴う機械導入、製造ラインの変更・増設費
 - ・食品表示変更に伴う包材資材の更新（デザイン作成、初期費用、包材費は廃棄包装資材相当数分に限る）
 - ・商品の宣伝広告費

※商品の市販段階における原材料費の支援対象は、食品の製造に用いる米穀及び米粉の増加分に限る。支援期間は3ヶ月間以内とする。

補助率：

1 / 2
(ただし、商品の市販段階における原材料費の支援は、大企業の場合 1 / 3)

補助上限：

採択 1 件当たりの補助上限は 1 億円
補助下限は100万円

農林水産省

補助金

事業実施主体

申請

補助金： 1 / 2

※大企業については、商品の市販段階における原材料費の補助率 1 / 3

食品製造事業者、
飲食事業者

食品流通事業者等

商品等販売

消費 者

○米・米粉消費拡大対策事業について

支援対象取組： 国内で自給可能な米・米粉製品の消費拡大に向けた情報発信等を目的として、次に掲げる事業と必要な検証を行うものとします。

- 1 米・米粉や米粉製品に関する消費者の認知を向上させる取組
- 2 外食事業者・食品流通事業者等と連携した消費者の喫食機会を増やす取組
- 3 消費者のライフスタイルに基づく喫食データの収集とその利活用に向けた取組
- 4 消費者の商品選択に資する米粉の表示制度について関係団体と連携した普及の取組

補助対象者： 民間団体等（公募により選定）

補助上限： 採択1件当たりの補助上限は1.0億円

支援対象経費：

- ・事業費（会場借料、設営費、広告・宣伝費、情報発信費、データ収集・処理・分析費）
- ・旅費
- ・謝金
- ・人件費
- ・賃金
- ・委託費等

補助率： 定額

令和6年度補正予算で実施した地域事業は今年度は実施しません。



消費者向け情報発信サイト
「米粉タイムズ」



事業者向け情報発信サイト
「米コ塾」



全国のスーパー・マーケット、
外食チェーン店とのコラボ

農林水産省

申請

補助金

補助率：定額

事業実施主体

米・米粉に関する
情報発信等

消費者

米粉の認知向上
米粉の消費拡大

○米粉製品製造能力強化等支援対策事業について

<u>支援対象取組</u> :	米粉製粉・米粉製品製造能力の強化を促進するため、米粉製粉事業者又は食品製造事業者の施設整備、製造設備の増設等
<u>補助対象者</u> :	新用途米粉又はこれを原料とする加工食品を製造する者等
<u>支援対象経費</u> :	<ul style="list-style-type: none">・上屋等（製造施設等を覆うために必要な建築物等） ※出荷される全ての製品が米、米粉又は主原料が米粉であって小麦グルテンを含まない取組に限る。・機械・設備・その他（上屋等の整備に係る設計費、諸経費及び食品衛生に係る基準を満たしていることを証明するために必要となるコンサルタント費用、認証取得手数料等（補助金額の20%以内） ※中古機械や既存施設についても一定の条件を満たせば支援対象になる場合がありますので、詳細は公募要領をご確認ください。
<u>補助率</u> :	1/2
<u>補助上限</u> :	採択1件当たりの補助上限は2億円。補助下限は2,500万円
<u>成果目標等</u> :	補助対象施設若しくは当該施設で生産される製品の出荷先において、次の要件のいずれにも該当するものを設定するものとする。 (1) 次のア及びイを満たすこと ア 米粉若しくは米粉製品を新規に製造し、又は製造量を10%以上増加させる。 イ 米粉使用量を目標年度までに10トン以上増加させる。 (2) 次のアからウまでのいずれかを満たすこと。 ア 本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設において出荷される全ての製品又は製品の主原料を米粉とする。 イ 本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設において出荷される製品の重量の過半に、米粉を原料として2%以上使用する。 ウ イに相当する数量の米粉を原料として新たに使用し、目標年度までの米粉関係製品の出荷累計額がおおむね国費の投入額に見合う水準とする。
<u>採択要件</u> :	 (1) 整備する設備等は、米粉又は米粉加工製品の製造量の増加につながるものであること。なお、既に米粉又は米粉加工製品の製造を行っている補助事業者が取組を行う場合は、補助対象施設において又は当該施設で生産される製品の出荷先において本事業の実施後、当該補助事業者の米粉の出荷量又は引取量の10トン以上かつ10%以上の増加を図ること。 (2) 1事業実施計画当たりの総事業費が5,000万円以上であること。 (3) 上屋を整備する場合、本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設においてCodex-HACCPを完全履行していることを客観的に証明すること。

農林水産省

申請

補助金

補助率：1/2

事業実施主体
(製粉企業、食品製造事業者)

製造能力の強化



<製パン施設>

<米粉製造機械>

米粉、米粉製品の製造・販売

○米粉原料安定供給事業について

支援対象取組： 米粉用米の複数年契約（令和8年産から新たに結んだ令和8年産から令和9年産までの2年分又は令和8年産から令和10年産までの3年分の契約を含むもの）にかかる取組等

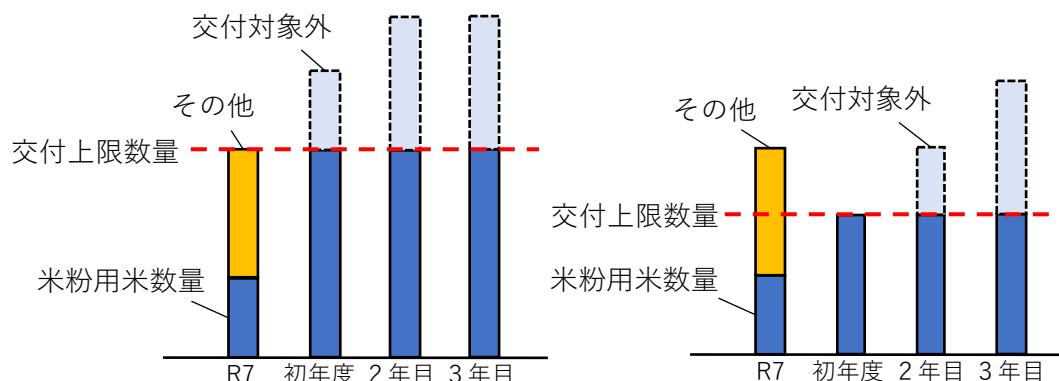
補助対象者： 新用途米粉又はこれを原料とする加工食品を製造する者等

支援対象経費： 米粉用米の複数年契約（令和8年産から新たに結んだ令和8年産から令和9年産までの2年分又は令和8年産から令和10年産までの3年分の契約を含むもの）にかかる経費

補助率： 1/2以内（単価は40,000円/トンの1/2以内）

- 複数年初年度における交付対象数量は、補助対象者が契約生産者等から翌年1月末までに購入した当該年産米粉用米数量。
- 複数年初年度の交付対象数量は前年度（令和7年度）における原料米購入数量を上限とし、2年目以降の交付対象数量は、初年度の交付対象数量が上限。
- 補助金の支払いは、2年目以降の交付対象数量分についても、初年度に一括で支払う。
- なお、作柄変動による契約数量の変更は従前の作況調整ルールに準ずる。

交付対象数量イメージ



農林水産省

補助金

事業実施主体

申請

補助金 : 1/2以内

製粉企業、食品製造事業者

複数年契約

米粉用米生産者等

米粉需要創出・利用促進対策事業の問い合わせ先について

問合せ先（本省、地方農政局等）	担当地域（都道府県）	電話番号
農林水産省 梶物課	全国	03-6744-2517
北海道農政事務所 業務管理課	北海道	011-330-8808
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	048-740-0406
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4623
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9021
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	096-300-6223
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653